

賃借料情報の提供について

平成 21 年 12 月 15 日改正農地法の施行により、標準小作料制度が廃止されました。

改正農地法の規定により、過去 1 年間に実際締結された賃貸借契約に基づき賃借料情報を提供します。

▶ 制度の仕組み

平成 21 年法改正前（現在廃止）

標準小作料制度

（改正前農地法第 23 条、第 24 条）

- ① 農業委員会は、標準小作料を定めることができる
- ② 農業委員会は、小作料の額が標準小作料に比べて著しく高いときは、その小作料の減額を勧告することができる

平成 21 年法改正後（現行）

賃借料情報の提供

（農地法第 52 条）

- ① 過去 1 年間に実際に締結された賃貸借契約の賃借料に関するデータを収集する
- ② 情報提供する区分を決定する（旧市町村・大字単位などの地域別・水田・普通畑・樹園地などの種類別、ほ場整備事業の実施状況別など）
- ③ ②の区分ごとに、最高額、最低額、平均額を算出する
- ④ 広報誌、インターネット等を活用し、賃借料情報の提供を行う

早島町 賃借料情報

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結（公告）された農地（52 筆）のうち、賃貸借における賃借料水準（10 a 当り）は、以下のとおりとなっています。

令和 2 年 2 月 6 日

早島町農業委員会

1. 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	筆数
早 島 町	6,016	6,400	3,840	14

※賃借料を物納支給（水稻）している場合は、60 kg 当たり 12,800 円に換算している。

※金額は、算出結果を四捨五入し 1 円単位としている。

(参考)

10 a 当り賃借料水準（平均額の推移）

早島町農業委員会

1. 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1 ~ R 1
早 島 町	5,301 (-2.36%)	7,319 (38.07%)	5,849 (-20.08%)	7,095 (21.30%)	9,025 (27.2%)	6,016 (-33.3%)

2. 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1 ~ R 1
早 島 町	—	15,552	—	—	—	—

※H 2 6 以降の下段（ ）書きは、対前年増減率である。